

70歳以上75歳未満の人の自己負担割合

窓口負担

平成25年度まで

1割

平成26年度から

昭和19年4月1日以前生まれの人 1割

昭和19年4月2日以降生まれの人 2割

3割

(一定の所得のある方はこれまでどおり3割です。)

毎月の負担上限額については変更ありません。